

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第五項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

対 出 総	対 出 編
<p>第 1 総則 [1～11 略]</p> <p>12 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 超短波放送(地上系)(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。) ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線、<u>垂直偏波及び次に掲げる基準に合致する同期放送方式を使用させることができるものとする。</u> <u>相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであつて、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差が 2Hz を超えて変わらないものであること、かつ、最大周波数偏移の差が 1kHz を超えて変わらないものであること。</u></p> <p>イ 略]</p> <p>[第 2～第 7 略]</p>	<p>第 1 総則 [1～11 同左]</p> <p>12 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 超短波放送(地上系)(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。) ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線及<u>び垂直偏波を使用させることができるものとする。</u></p> <p>イ 同左]</p> <p>[第 2～第 7 同左]</p>

備考 表中の「」の記号は追加の意。